

下領北団地解体（2工区）工事の請負に関する調査特別委員会会議録

1. 日 時 平成23年12月13日（火曜日）
午前9時30分～午後4時06分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 南 口 彰 夫 委 員 長 柴 崎 修 一 郎 副 委 員 長
竹 岡 昌 治 委 員 徳 並 伍 朗 委 員
安 富 法 明 委 員 大 中 宏 委 員
河 村 淳 委 員 原 田 茂 委 員
布 施 文 子 委 員 山 本 昌 二 委 員
田 邊 諄 祐 委 員 荒 山 光 広 委 員
西 岡 晃 委 員 河 本 芳 久 委 員
下 井 克 己 委 員 岩 本 明 央 委 員
山 中 佳 子 委 員 三 好 睦 子 委 員
萬 代 泰 生 委 員 高 木 法 生 委 員
岡 山 隆 委 員 馬 屋 原 眞 一 委 員
秋 山 哲 朗 議 長
4. 欠席委員 村 上 健 二 委 員
5. 出席した事務局職員
重 村 暢 之 議 会 事 務 局 長 岩 崎 敏 行 議 会 事 務 局 主 査
岡 崎 基 代 議 会 事 務 局 主 査
6. 参 考 人 有 道 典 広 株 式 会 社 ヲ ウ エ イ
村 田 弘 司 市 長 林 繁 美 副 市 長
伊 藤 康 文 建 設 経 済 部 長 前 野 兼 治 建 設 経 済 部 建 設 課 長

午前9時30分開会

委員長（南口彰夫君） おはようございます。それでは引き続き、下領北団地解体（2工区）工事の請負に関する調査特別委員会を開催致します。先の委員会で、株式会社ユウエイの代表、並びに美祢市長を参考人として出席を求めました。本日は両名の方に出席をいただいております。ご協力ありがとうございました。各委員の皆さんにお尋ねをしますが、事前に各委員の皆さんにそれぞれの質問があればということで、会派を通じて提出をしていただきました。提出していただいた内容の株式会社ユウエイさんと、美祢市長に対する質問を、お手元にそれぞれ持っておられますよね。間違いはないですね。それでは、お手元にある質問要項は、重複している点もあるかと思えます。それが全部が適切に整理をするということになっていませんで、一つ一つを個々にお尋ねするようになります。お尋ねを全部一通り、ユウエイさんのほうに、私のほうから読み上げて質問と代えさせていただきます。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長（南口彰夫君） はい、全部終わってから再質問に入りますので、また、再質問については、その時点でご説明をしたいと思えます。それでは、当時の株式会社ユウエイ、当時の代表取締役有道社長の方にご質問をさせていただきます。よろしいですか。それでは第1問目の平成23年3月1日に契約がされて、その際、業者ユウエイより美祢市に提出された工程表を見ると、3月2日から4日まで仮囲いを行う計画となっている。しかしながら、3月4日に仮囲いをされていないことが明らかとなり、業者に作業停止をしたことであるが、3月2日、3日の二日間に業者が着工している事実と仮囲いがなされていないことが確認できなかったのか。美祢市監督職員及びユウエイの現場代理人として専任技術者2名が、なぜ事前に確認できなかったかを質問したい。という点をまずお願いします。はい、有道さん。

参考人（有道典広君） 座ったままでよろしいですか。

委員長（南口彰夫君） はいよろしいです。

参考人（有道典広君） おはようございます。いろいろこの度のことで皆さんにご迷惑をおかけしております。大変恐縮の至るところです。なお今質問を受けましたので、順次お答えさせていただきます。第1番目の質問に関しまして、ご指摘の通

り、3月1日に契約をした際に、当社より美祢市に提出した工程表、仮囲いが終わらないまま工事に入った事につきまして、代表者として、当時の代表者として、深くお詫びを申し上げます。3月2日、3日、二日間に当社の現場代理人と、専任技術者、主任技術者ですが、現場を把握していなかったということは、ひとえに責任者である私に、私自身が、下領北団地解現場を正確に把握していないことが原因だと思っております。また当社の現場代理人と主任技術者、その業務と配置を私自身が正確に配置していなかったということが、把握していなかったということが、すべての原因ではなからうかと考えており、私の責任であると深く反省しております。

委員長（南口彰夫君） はい。次の工事を進める上で仮囲いに関して、環境面、安全面の大切さを認識していたのかをお尋ねをいたします。

参考人（有道典広君） その件に関しましては、先程申し上げました通り、仮囲いがされないまま着工したのは事実でございます。その事実からみれば、工事を進める上に、環境面・安全面に対する配慮が薄かったと思われる箇所があります。以上です。

委員長（南口彰夫君） 次に、適切な現場代理人、主任技術者に、資格十分な人が配置されていたのか。

参考人（有道典広君） 見解も多少ありますが、先程もこれも申し上げましたように、その状況の把握を私がしておりませんでしたということで、答えとさせていただきます。

委員長（南口彰夫君） はい。次に、契約書の中で工程会議、安全会議の開催が義務付けられていたが、手順どおりされていたか。

参考人（有道典広君） 誠に申し訳ありません。工程会議、安全会議が義務付けておられますが、社内ではやっておるんですが、きちんとした全現場代理人、主任技術者、中の作業員一度に全員にその辺が指導出来ておったかというのが、ちょっといささか、足らなかった面があるのではなからうかと考えております。

委員長（南口彰夫君） はい。次に現場代理人は、周南営業所の所長ではないのか。

参考人（有道典広君） 現場代理人は、私の代理としての役割がございますが、現場代理人が私に成り代わってという意味では、私自身がよく把握していなかったと

ということで、ご迷惑をかける事態を起こしてしまったと思っております。その辺でご了承を頂ければと思います。

委員長（南口彰夫君） はい。主任技術者の資格についてはどうであったか。

参考人（有道典広君） これも、こういった日々の現場代理人の勤務状況も含めて、正確に把握していれば、このような事態は起きなかったと認識しております。

委員長（南口彰夫君） はい。次に、安全パトロール、工程会議や確認できる作業日誌などに基づく確認がなされていたかどうか。

参考人（有道典広君） 社内的には、日程が非常に短かったものですから、実施工程表という格好では、現場サイドでは行っていたと思うんですけど、それも確実な面で私が承認という格好とかしておりませんので、その辺も含めてお詫びを申し上げる次第です。

委員長（南口彰夫君） はい。元請けと下請けとの契約について、工事金額等の整合性についてはどうですか。

参考人（有道典広君） 2日から4日にかけて、現場ですでに下請け等も含めて作業に入っておりますが、その状況については、急いでおりましたもので、把握と監理指導がうまく出来ていなかったため、このような事態を招いたのではなかろうかと思い、何度も申し訳ありませんが、お詫び申し上げる次第です。

委員長（南口彰夫君） 当該企業の代表者は市議員であるが、法律との関係はどうなっているか。

参考人（有道典広君） 私が当時ユウエイの代表者として議会に出た時点から、何らかの課題が課せられているという認識は、はっきり自覚をしております。

委員長（南口彰夫君） はい。次に現場代理人、主任技術者の整合性はどうなっているか。

参考人（有道典広君） 先程から申し上げておりますとおり、現場代理人、主任技術者の私個人的の把握がちょっと足りなかったので、不十分であった点をお詫び申し上げます。

委員長（南口彰夫君） はい。別の工程表というものが存在しているのかどうか。

参考人（有道典広君） この事は先に行政に提出をしていると思いますが、社内的には実施工程表とか外部には出すものではなくて、まあそういうものもありますが、これは現場サイドでいろんな状況判断でしておりますので、私自身が把握して

いなかったというのは責任があると思っております。

委員長（南口彰夫君） はい。他の文章で勝手な解釈をしていたということに触れられていますが、どのような解釈なのですか。

参考人（有道典広君） 勝手な解釈と、読んで字のごとく、思い込みっていうのがありまして、いろんな工事がたくさん出ておりましたので、こうじゃないか、ああじゃないかと思ひ込みが激しくなりまして、そういった点を含めてお詫びをしたいと思っております。

委員長（南口彰夫君） はい。次に、現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に主任技術者を常駐し、その運営及び取締りを行うとあるが、現場代理人は、現場に常駐していたのかどうか。そうでなければ、なぜ常駐していなかったのか。その理由について説明をしてもらいたい。

参考人（有道典広君） 3月1日に契約をしまして、その日時点では協議をしております。3月2日から4日まで仮囲いをしないまま作業に入ったということに関して、そのことについては、当社の現場代理人、主任技術者が適切な業務にあたっておらず、不十分があったと。その監督責任としては、私自身が深く反省をしておる次第でございます。

委員長（南口彰夫君） はい。建設解体工事から生ずる廃棄物の適正処理は、解体量を産業廃棄物処理業者との処理量に対する領収金額は合うのか。

参考人（有道典広君） 工事そのものが、最終的に産業廃棄物処理法等に関わる適切な処理が必要かという質問だと思いますが、最終的には違法性がないと認識しております。

委員長（南口彰夫君） はい。建築工事安全施工技術指針第10条に、仮囲い、出入口、工事現場には工事範囲を明確にし、第三者の侵入を防止するため、仮囲いを設置することとあるが、なぜ仮囲いを設置しないで工事に取り掛かったのか。その理由について説明してもらいたい。

参考人（有道典広君） これは一番最初の質問とだぶるところがございますが、3月1日の契約をした際に、契約工程表を市に提出しております。しかしながらその時にですね、いろんなスケジュールがございまして、発注も即座にしたんですが、その納入とか2月、3月の一番業者の忙しい時期に、私どもがこれを注文して、間に合わなかったと。そういったいろいろな面がありまして、仮囲いが適切にされな

いまま工事を着工をしてしまいました。これは、このことに関しましては、何度もご迷惑をおかけしたということで、ご理解をいただきたいと思います。

委員長（南口彰夫君） はい。最後に、現場代理人、主任技術者は下領北団地解体工事を行うため、適切な資格でもって工事を行っていたのか説明をしてもらいたい。

参考人（有道典広君） 社長の代理として現場代理人等を設置し、市に報告をしておりますが、工事に着手した時点で仮囲いがなされていないということで、3月4日に差し止めを求められ、7日に再開、再開というのは仮囲いを始めるまで現場の状況を把握できなかったということを深く反省しております。

委員長（南口彰夫君） はい。ご苦労さんです。只今のが事前に各委員さん、並びに会派を通じて、提出された質問内容の全てです。これから再質問を受けますが、あくまでも事前に説明の内容は、これは地方自治法で定めてあるように、参考人等を求める際には、その説明の要旨、趣旨を明確にするという規則がありますので、それに沿って、質問者は事前に質問の提出をされた委員、もしくはその会派に限って質問を認めます。それでは只今の有限会社有道社長の質問に対する答弁、回答に対して、委員さんのほうから再度ご質問があれば、受けたいと思いますので、よろしくをお願いします。再質問、何かあれば挙手をして。はい、安富委員。

委員（安富法明君） 今一通りの説明をいただいたわけなんですけど、お聞きをして、大変失礼な言い方かも知れませんが、そのお答えになっておりません。答えになっていないと。その理由を申し上げます。基本的にその工事を行うときに、例えば現場代理人を、社長が今社長として、当時の社長と言われましたが、当時の社長として、その把握が足らなかったという回答が非常に多くあります。株式会社ユウエイさんは、全て受注をされた工事について、社長である有道さんが監理監督をするという前提のように聞こえてしまいます。それが不可能であるから、現場代理人であるとか主任技術者を選任して、責任をもってやらせると。これが一つの契約なり含めてですね、受注をした業者さんの責任であり、管理体制。その上で、その上でですよ。今回起ったような事案を防ぐために、その御社が安全管理に対する、この資料の32ページ、安全管理について示してあります。これは、下領北団地解体工事に関する施工計画書として、株式会社ユウエイさんが作成をされて、お出しになっておる。その中に書いてあるんです。こういうふうに管理をしますとい

うことが書いてある。それは社長が全面的に管理をするとか、配慮をするとか。現場に行って指揮をするとかっていうことは書いてありません。そうですね。そういうことを前提に考えて、その契約が成り立っているわけ。このことを考えますとですね。例えば、安全施工サイクルこの中に出てきます。4の安全管理、安全施工サイクル、毎日の行事表7ですね。安全朝礼が朝8時から8時10分にあります。安全ミーティングが8時10分から8時20分、安全点検が8時20分から8時30分、安全遵守が作業中随時、安全工程の打ち合わせ、工程会議でしょうね、整理整頓、終業報告、一日の一連の流れが、こういうふうにやりますっていうことを市に提出されておるわけですね。大まかに今質問に対する答弁をされたわけですけども、そう言って一つ一つにですね、誠心誠意答えておられるような感じがしません。みんな同じです。私の配慮が足らなかったと、社長として、私の配慮が足らなかったと。何回か多くの重複して出てまいります。これではですね、社長さんが、社長である有道さんが、市との請負契約を交わしたのに対してすべて、目を配る、そういう体制のもとにあったように聞こえるんです。どうなんでしょうか。そうなんでしょうか、そうじゃないんでしょうか。

参考人（有道典広君） 工事に際しては、我が社のほうは、特別現場事務所を設けるか、小さな工事であれば、あくまでも最初に本社で7時半に集まって、ラジオ体操をしてですね。今日の行程、安全というのをやって、仕事が終わりましたらまた戻って、日報と翌日の工事施工のとそういったのをやっておるのが日常です。今回は我が社としては、私も曖昧なところがありましたけど、工期が非常に短かったもので、これをいかにしてやるかということで、仮設計画を練り直したら、一応こういう忙しい、資材がございませんで、それで資材が7日からしか手に入らなかったというような格好でございました。それでもなおかつ3月中に仕事を片づけてくださいと、まあそういうことになっておるということで、まあこれはごく当たり前のことなんですけど、私どもは、ほかの工事が皆、いろんな面でちょっと繰越とかああいうのを、だから勝手な解釈と申し上げたんですが、ということもありまして、工期のいかに短縮を図るか、ということで、今の質問のように、ございましたが、勇み足と言えれば勇み足というか、反省することが多いと。あくまでも仮設であろうと何であろうと、きちんとした仕事をしてほしいということで、私共も反省と今後の糧にしたいということを申し上げて、返答とさせて頂ければと思います。

委員長（南口彰夫君） はい。よろしいですか。安富委員。

委員（安富法明君） 今ですね、現場に事務所を、要するに現場事務所ですよ、現場事務所を工事の受注金額等もあって設けなかったと、こういうふうに言われました。現場に事務所があるかないかは、私は問題じゃないと思うんです。今、日報等で、その日の作業の報告をさせているというふうにも言われましたし、もし仮に日報等でですね、作業日報ですよ。たいていの職場ではこういうふうなことはされているとは思いますが、それで、その日の工程表に合わせてですね、安全仮囲いが重要だということ、おそらく受注金額の中に占めるこの仮囲いの金額からしても、100万を超えていたと思うんですが、重要であることは十分に認識をされていると思うんですよ。この辺がされていないとなるとまた問題なんです。そういうことも質問の中にはあるんですよ。適切なお答えが出来ておりません。それからですね、この日報等でですね、工程表にある、工程表も御社で作られたものですよ。要するに契約に合わせて、契約というのは3月末までに工事をやってくださいというのは契約の中にあるはず。工期の無い契約書というのは私は無いと思います。実際にあります。ですからそういうことを踏まえてですね、1日の作業の報告があって、大体作業を命じることそのものがおかしいんです。できてない以上ね。仮囲いが出来ていないのに、工事を命じることが、仕事しなさいということがおかしいんです。でも日報等で、その日の仕事の報告があったら、その時点でどうして分からないのでしょうか。そういうことをするために現場代理人、常駐をして、管理をしなさい。主任技術者を置きなさい。技術的なことをちゃんと管理しなさいと。そういうことがおられないと出来ないでしょう。出来なければ、市と協議をされた上で、材料の搬入が間に合わないと、工程表を一部修正をしてでも、手順を一部変えますよという協議を市とされるべきじゃないんでしょうか。その辺はどういうふうに認識をされておったのんでしょうか。

参考人（有道典広君） 只今の質問ですが、ご指摘のとおり管理不足ということを書き得ないような状況です。大変ご迷惑をおかけいたしました。

委員（安富法明君） そういうふうに言われるとですね、もうあと何もあまり聞いてもしょうがないような気がするわけですけど。全面的に非を認めてですね。ただですね、管理をするということと、管理をはなからするつもりがないのとは、ずいぶん違うんですよ。管理能力の問題。例えばですよ。法令、法律であるとか、政

令、条例、規則、契約、あるいは契約に基づく付帯事項、約束事項、こういうものは基本的に守れる、あれは守るっていう事を前提にこの受注関係が成り立っている。遵法精神が無いのであれば、これはもう論外ですよ。このことは、そういうふうに答えがそういうふうなお答えですので、これ以上はお聞きをしませんが一つだけ聞かせてください。その当時の代表取締役社長であったというふうに言われましたが、今は代表取締役社長ではないのでしょうか、なぜそのようにお代えになったのか、出来ればお聞かせください。

参考人（有道典広君） 一部の方もご存知かと思えますけど、私は今から15年前に60になったらもう辞めると。10年前には農業に参入するんだということで、既成の事実で60になったら辞めると。まあ私の誕生日は7月6日ですけど、ちょうどきりの良い還暦の5月10日に我が社の総会がありましたので、それを元で、辞めると。これはもう社内的にも、一部の親族及び株主、それと私の友人等も言っていて、これは既成の事実で、社内では既成の事実でやってあったわけでございます。この度、幸いに、幸いというか、そういうことでご迷惑をかけた反省の一助にもなったかも知れませんが、まあそのためにどうのこうのと言うてですね、かこつけて皆様の前に弁解をするのに辞めたという格好ではございません。反省はもちろん承知の上でさせていただきます。

委員（安富法明君） 基本的に今回の件が、あるいは今回の件にかかわることですね、お代りになったわけではないというふうに、お聞きを、聞き取れたわけなんですけども。私なぜこれをお聞きするかっていうとですね、自治法上の問題があるんです。要するに議員になる場合の請負契約の問題、これは自治法上の、何条でしたかいね、ございます。公職選挙法上の問題もあるんですが、要はですね、市との請負、まあこれは判例と言いますかあれになるんですが、50%以上、超えた場合にはこれは明らかに問題ですよというのがあるんですよ、請負関係がね。ご存知だろうと思うんです。50%以下だったらじゃあいいか、そういうことは書いてありません。もう一つ、議員の任期は4年あります。4年の間にそれぞれ1年1年請負契約をされたら、50%を超える、あるいは50%以下で済むかというのは分からないと思う。つまり、要するに出ようとするその自治体の議会の議員になろうとするときに、おそらく、私は常識的にそういうふうな代表権なりの清算と言いますか、要するにそういうところも配慮をして、普通対処される。これが普通だと私は

思うんです。常識であるといってもいい。その辺から私は間違っているんじゃないかというふうに思うんです。そういう認識があってお代りになったのかなと私も思ってお聞きをしたんですが、どうもそうじゃないということでございますので。それはそれなりに私なりに解釈をさせていただいて。以上で結構です。

参考人（有道典広君） ちょっと質問の趣旨がですね、ちょっと間違っただけで解釈しちゃうたらこらえていただきたいんですが。要は議員と業者の資格というか、そういったことと言われておるんじゃないかと思えますけど、私も議員になる前にいろんな法律を、先程50%という話も出ましたけど、そういったこともそれが絶対的条件じゃないというのも多少あるかもしれませんが、当面はそういったことになっておるということで、クリアできるなということで、なったんですけど、辞めるってということに関しては、別にこの議会のどうのこうのということじゃなくて、私のあくまでも農業に専念をしたいなということで、ユウエイの職を60で辞めると。もう農業を、農民になりたいんだという格好でやったという次第です。ちょっと何か質問の趣旨がちょっとずれたかどうかというのがわからないところがありますけど。

委員（竹岡昌治君） 政和会から出したことについて、ちょっと1、2質問をさせていただきますたいんですが。まずは元請業者と下請業者、それと処理業者、産廃の。これの工事金額、あるいは契約についての整合性ということで、お尋ねがされたんですが、元社長の答弁は、作業状況のことを言われただけなんです。なぜそういうことを申し上げるかということ、一つは確かにおっしゃるように、建設副産物適正処理推進要綱という中の第11のところ、工事の工程の順序及び当該工程ごとの作業内容、及び分別解体等の方法、並びに当該順序が法令で定められた順序により、難しい場合にあってはその理由とか、というのは、ちゃんと元請業者が計画を作成することになっていきますね。今回は下請業者と契約を2社やっておられます。それから処理業者と10社やられておるんですよ。もう一つは12の項目に解体工事の下請け契約と建設廃棄物の処理委託契約という欄があるんですね。ここでは元請業者は解体工事を請け負わせ、建設廃棄物の収集運搬及び処分を委託する場合には、それぞれ個別に直接契約をしなければならない。ユウエイさんは、このとおり下請け業者の2社と、それから処理業者の10社にしておられるんですね、ところがですね、その契約書の金額を見させていただきましたら、下請業者に対して、2

社に対して913万5,000円、処理業者に対して415万という契約をされておるんですね。トータルで。しかしながら元請業者、いわゆるユウエイ産業が請けられた金額は、この工事は1,029万なんです。支払いは1,300何万という支払いに契約がなっているんですが、その辺の整合性をお尋ねしたんですが、工事の作業状況のことだけしかご回答いただけなかったんですが、その辺はどういう認識をしておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

参考人（有道典広君） 先程の質問ですが、元請けと下請けとの契約やお金のことだと、社内的には、これは儲かっていない赤字なんです。基本的には、2日、4日かけて、先程も申し上げましたが、契約はちゃんとしておるんですが、その辺も含めて、変更変更とか多少の量というのは、やってみないとわからないところもございまして、最終的にやってみればということと、休んだ時のお金を払ったりして、まあそういった格好で多少我が社にも不測の問題で、結局はご指摘のとおり赤になってしまったと、いうことも一部理由がございまして。何はともあれ、そうした状況について、把握をきっちり確認が出来ていなかったことで、対して申し訳ないと述べる次第です。

委員長（南口彰夫君） この委員会が質問を取りまとめて、それぞれの、有道社長と美祿市長に手渡すのが、先週の金曜日に取りまとめたということで、中3日しかなかったということで、時間、この質問の内容が非常に多岐にわたって、複雑なので、整理する時間が非常に少ないということも事実だと思います。ですから、質問の趣旨をきちんと調べたうえで、いう十分な時間が提供できなかったのは、委員会運営の責任者である私の責任ではないかと思っています。今のところの質問についてもそうですが、先程の安富委員の質問も含めてですね、認識がきちんと時間が取れない以上、認識をきちんとされなければ、答弁に多少の食い違いがあることは、ご理解をしていただきたいと思います。よろしいですか。はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） つまりあの時間がなかったんで、十分なお答えが出来ないということだと思います。先程安富委員も言われたんですが、ほとんどがですね、指導不足であった。確認をしていません。把握が十分でなかった。全部そういうお答えなんですね。認識不足、把握不足、指導不足ということでの、実は、私はこの委員会は、業者にお断りを言わせる委員会じゃないと思うんですね。いわゆるなぜこういうことが起きたかという事実を解明して、そして再発防止をすると。先

程私がお質問をしたのもですね、実はその工事契約書の中に建設副産物適正処理推進要綱を遵守しろとか、その説明も何も無いです。仮に私が請けたとしてもですね、そういう要綱も何もわからんまんまじゃったら、それはお互いに食い違いが出てくるのは当たり前だと思うんです。後程執行部の方にもお尋ねをしたいと思うんですが、やはり建築の工事契約書では不十分であると。多分ですね、ユウエイさんも、今まで建築のほうのつもりで工事もされてたと思うんですね。私が申し上げたいのは、そうしたりサイクル法や副産物の適正処理推進要綱だとかですね。建築工事安全施工技術指針とかそういうものが、今回ほどほかの法律が入り混じっているということは、この100条をやってみて初めて気がついた訳ですね。そのことが、じゃあ市との契約の中に明記されていたかどうかちゅうのはやっぱりあるわけですから、混乱をきたしておられるだろうと思うんです。そうは言ってもですね、解体工事は、県の解体を登録する場合は、工事者、業者として登録する場合は、県に出すわけですね。県が言っているのは鳶土工の資格があれば、500万以上は良いですよと、解体をされてもいいですよと。もしくは建築、土木建築一式、土木一式の業者ならいいといっているわけです。ですから、前提は十分周知の上で、それを請け負わせると、こういうことだろうと思うんです。今の質問は答えは、まだ時間が無いんでとおっしゃるならば、後日でも結構です。さらにもう1点お聞きをしたいのはですね。私どもが、政和会が出したものにですね、現場代理人が周南の所長さんでしたかとお聞きをしているわけですね、それに対しては明言な答えは無いんです。イエスかノーかで良いわけですから、違いますなら違います。そのとおりならそのとおりで結構なんですね。それが出ていなかった。それからもう一つ、主任技術者が適切な資格をもってと書いてあるんですね。解体については、一級の技術検定を合格された方が、もしくは、何処にあったかいね、建築の資格をもっておられると。今回の主任技術者は、2級技術検定合格者なんですね。その辺で、社長が、元社長ですか、社長は、どういうその資格が必要だったという認識があったのかどうかをお尋ねしたいと思います。

委員長（南口彰夫君） あのですね、先程申したように、事前の質問の趣旨について説明を求められていますから、私が説明をしたんですいね。ただ、今の竹岡委員の言われる周南の代理人の、現場代理人の周南の所長であったのかどうかとか、非常に単純な質問なんですけど、それにイエスかノーかという答えともう一つ

は、そのことについて答えられるかどうかということが、先程から有道社長が言っているのは、すべての現場の状況をきちんと把握していなかったところに不十分があるということを繰り返されているんですね。はい。

委員（竹岡昌治君） 社長にお尋ねして組織がわからんって言われたらですね、もうどうしようもないですよ。組織ですよ、単なる。それが答えられんっておっしゃったら、ちょっとね、私も質問のしようが無いじゃないですか。それから2番目も、いいですか、すみません、先程も申し上げたように、解体工事のやる場合は、工事業者としての登録が県にされているか、もしくは土木一式、もしくは建築一式、これの業者は出来ることになっているんですよ。しかしながら、解体については、いいでしょうか、一級の建築施工管理、または2級でも建築躯体、そういうものに限るところ書かれているんです。ましてや技術検定の場合はですね、今回の主任技術者は、2級の技術検定合格者なんです。2級の検定合格者は鳶か鳶工でない限定されているんです。その資格がある人しか主任技術者になれないんです。ですからその認識を社長にお聞きしただけで、そんなに難しい質問をしたとは思っていません。時間稼ぎではなくてお答えいただきたいと思います。

参考人（有道典広君） 一つ目の周南営業所の所長の件なんです、10年以上前にフジイコウイチというのが所長をやっておりました。その時には3人、4人もおりましたけど、現在は営業所としての体を成していないというか、そういった格好で、所長は本社の人間が兼務をしておるといような状況で、考えております。今、女の子と男の、主に測量関係の班がいるんですけど、仕事が忙しい時には本社の仕事も兼務しているという格好で、所長ではないと、これはもう明確にご証明できます。

委員長（南口彰夫君） それが限界。

委員（竹岡昌治君） そうなんですか。はい、じゃあ周南は営業所と確か監理課に届け出られていると思います。所長は常勤しなくちゃいけないんですね。ところが常勤はされていないと。こういうことなんですね。

委員長（南口彰夫君） 今、有道社長の答弁は、周南に営業所は実態が無いということであったと思うんですけど。（発言する者あり）いえちょっと、竹岡委員待ってもらえんかね、あくまでも質問の、提出されちよる質問の、趣旨の今いくと、周南の営業所であったかどうかは有道社長の認識を問うということじゃったんですよ。

ね。(発言する者あり) 答弁はあくまでも認識の範囲内の答弁になっているのではないかと思うんです。はい、柴崎委員。(発言する者あり) 特別休憩をする必要がありますかね。(発言する者あり) いえ、本人のほうから、出席にあたって、事前にこれまでもそうであったように、健康状態も含めて、きちんと医師と相談をされた上で、必要な治療を受けて出席をされているので、その出来る限りこの時間で済ませたいと思っております。休憩を取った後で、体調が不良だということになれば、いったん打ち切らざるを得んようになるんですよね。はい、竹岡委員。

委員(竹岡昌治君) 委員長の言葉尻を捕まえるわけじゃないけど、この時間をもって終わりたいとおっしゃるならば、答えてくださいいいね。質問を保留されるから、今も話が、おそらく休憩を取れとおっしゃったんだろうと思うんですね。答えられんことを聞いているわけじゃないんです。何故かって言ったら私に言えって言われたら、私は専門家じゃありませんから言えないんですが、生業をされている社長ですから、当然そのことはもう承知の上のはずです。ただ、答えを引き伸ばされるんなら別ですけどね、意図的に。何故答えられないんですか。1級とか2級とかは日常茶飯事の仕事じゃないですか。それが何故答えられないんですか。

委員長(南口彰夫君) 先程質問を一つずつ読み上げて、安富委員も言われていましたが、全部お詫びの答弁に終始しているじゃないかと。(発言する者あり) 言うご指摘を受けたですいいね。私は少なくとも、それも答えの一つに入っていると思いますよ。

委員(竹岡昌治君) 議事録に残るわけですよ、委員長さん。そうすると委員長が言われるのは、全部お断りを言われたじゃないかと。それも答えじゃないかって言ったら、全部悪かったって言うことですか。私は業者が全部悪いとは思ってません。やっぱりこの問題が起きたのは、何かの原因があるから起きたんだと思います。当然発注者のほうにもあるだろうし、受けたほうにもあるだろうし、それをきちんとしたうえで、再発防止をすることが一番大事なことじゃなかろうかと、私は思うんですね。どうもちょっときょうの委員長おかしいんじゃないですか。

委員長(南口彰夫君) 私もそう思います。しかしながら、今までの議論をした経過の中で一番大事なのは、とにかく当事者に最大限出てきていただきたいということで、議長も、正・副議長も正・副委員長も含めながら、委員さんそれぞれ所属される会派も含めてですね皆さんで、何とか出てこれて、釈明をして頂くという条件

を作るということで、努力をされてきたと思うんです。一番大事なことは、ここの委員会でそれぞれが、業者と行政のほうがそれぞれ出てきて、精一杯誠意をもってお答え願うとということでは、少なくとも有道代表のほうから出ているのは、現場並びに現場の代理人、技術者の役割と、それぞれの業務を含めて、きちんと把握しきれていなかったために、こうした事態を招いたという答弁が繰り返されているのは事実ですけど、その中身の詳しいことについて、すべてお答えできる状況ではないと、いうことであったと思うんです。はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 開会して1時間経ちました。これではきょうはいくらやっても、私は駄目だと思います。何ぼやっても、きょう僕が言っているのはお断りを聞いている訳じゃないんです。事実がどうであったのかを知りたいんですね。それによって再発防止をしようとしているんです。このテレビは皆、市民の皆さんは見ておられるんです。本来ならオンブズマンが監査請求やってもいいと思うんですよ。やらないのがおかしいんです。そうでしょう。こんな委員会が、のりりくらのりりくらのりりいつまでたっても片が付かんような委員会はですね、当然僕はおかしいと思いますよ。ですから、私が言っているのは、そんなに難しい問題じゃないです。先程周南は所長を置いていないと。だったら営業所は置くべきではないです。何故かって言ったら、所長を置いて常勤させるっていうのが建設業法の基本なんです。それを社長が堂々といや置いていましてこう答えられるんです。冗談じゃないんですよ。もうちょっと委員長、議事を進行出来るように取り計らっていただきたいと思います。（発言するものあり）

委員長（南口彰夫君） ということですが竹岡委員、ご意見としてよろしいですか。安富委員。

委員（安富法明君） あのですね、今、竹岡委員の言われるそのとおりだろうと思うんですよね。再発防止を兼ねて、これはほかの委員さんも言われましたよね。今後大切なことは、いかにして再発を防ぐのかと、これは意見がないですけども、皆さんこう言われていた。そのことを今、竹岡委員も言われたと。私も質問をいろいろさせていただいたけども、要するに明快なお答えってのはないんですよね。ですから、要は委員長も何を配慮されているのかよくわからないんですが、要するに今回のこの事件の顛末ってすべて、株式会社ユウエイさんの責任であると。一切、例えばですよ。今2件、竹岡さんが二つのことを言われました、現場代理人のこと、

常駐をさせていなかったんだらうということですね、おられたんですかということ。ということは配慮が足らなかったということは、されて、しておらなかったということ。二つ目の主任技術者については、適切な資格があったんですかと。配慮が足らなかったと。これは、していなかったと。適切な主任技術者を配置していなかったと、要するに資格がなかったと。こういうふうに解釈をしいんですか。すべてがそういうふうにもう、ここの質問の中にあることは、すべてそういうふうにとってもいいんですか。大事なことから、一つ一つ、もう少し正確にお答えをしておかれんと、やはり私は、こういう言い方が良いか悪いかわかりませんが、ユウエイさんに非常に不利だらうというふうに思うんですけどね。よろしいんですか、そのような解釈で。

委員長（南口彰夫君） よろしいですか。委員皆さんにお諮りを致します。あくまでも、きょう出席をいただいたのは参考人なんですね。事情をお尋ねすると。ここを間違えてもらったら困るんです。きょうはあくまでも任意的な参考人としての扱いで、しかも質問については事前に出していただいて、そのある程度出来る限り理解をいただいた答弁をしていただくということであったと思うんですね。その後、きょうの参考人に対する質問を受けて、今後どのようにするかということについては、また委員会で議論の必要があるだらうと思います。（発言する者あり）答弁の本人の状況を含めて、答弁のできる。私は委員長として、少なくとも本人のこれ以上の質問は、ある程度限界だと判断を致しました。私の委員会運営にご支持がいただけないと、私の委員会運営が誠に不徳の致すところというご指摘なら、また別の問題として議論をしたいと思います。少なくとも参考人に協力をいただいて、出席をいただいたということで、取りあえず事前に出された質問について、協議をして準備をしていただきたいということで、きょう出席をしていただいたんですね。出来れば有道社長の質問については、今後再度必要ということであれば、後日また委員会で議論をしたいということで、きょうはほかに無ければこれで打ち切りたいと思いますが、ご異議があれば言ってください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（南口彰夫君） 異議なしと認めますがよろしいですか。それでは、株式会社ユウエイ有道社長の質問・質疑については、質問事項をすべて一旦、一旦したということで、終わりたいと思います。次に入る前に、先程市長のほうからありまし

たので、暫時休憩といたします。以上です。

午前 10時40分休憩

.....

午後 1時06分再開

委員長（南口彰夫君）引き続き委員会を開きます。先程午前中にも申したんですが、きょうの参考人の出席に伴い、それぞれに事前に質問事項を定めて、双方に渡してありますが、最終的に先週の金曜日の夕方、ということになりましたので、中3日間しかないため、内容の趣旨についての詰める時間が非常に限定をされておりました。それで誤解を与えることもあるかと思いますが、特に午前中株式会社ユウエイの有道社長のほうに、質問で不明な点を私が自席を立てて有道社長のほうに打ち合わせのために寄ったことが、傍から見てよくないというご指摘を受けておりますが、有道社長の右耳はもともと難聴の障害がありまして、非常に聞きづらいということがありましたので、私のほうからこの資料の順番等、説明の趣旨については、必要に応じて説明をするという約束がありましたから、そういう行為を取りました。そのことについて、もし誤解を受けたとするならば、私の責任でありますので、一言お詫びを申し上げておきたいと思いますが、こうしたことは少なくとも、右耳に直接補聴器を付けられている訳ですから、当然そうした配慮をしたうえでの質疑のあり方が、私自身も適正ではないかと思っております。その旨ご理解をいただいて、ご協力をいただきたいと思います。一旦、ということで、先程の時点で、株式会社ユウエイ有道社長の質問については打ち切りたいと思います。またその質疑等の内容について、ご意見があれば、またその委員会で必要に応じて協議をするということは必要かと思っております。以上です。続きまして、美祿市長あての質問に入りたいと思いますが、よろしいですか。市長いいですか。はい。それでは全く同じ文面になるところが何度かあると思えますし、重複した点もあるとは思いますが、これは先の委員会で、委員の皆さん並びに会派を通じてまとめられてきた質問であります。質問は含めて、一つずつ、一問ずつ読み上げて、答弁をしていただきたいと思えます。ご協力をよろしく願いいたします。まず第1点の平成23年3月1日に契約が交わされて、その際、業者ユウエイより美祿市に提出された工程表を見ると、3月2日から4日まで、仮囲いを行う計画となっている。しかしながら、3月4日に仮囲いがなされていないことが明らかとなり、業者に作業停止をし

たとのことであるが、3月2日、3日の二日間に業者が着工している事実と仮囲いがなされていないことが確認できなかったのか。美祢市監督職員がなぜ事前に確認できなかったかを質問したい。ということで、村田市長お願いを致します。はい、前野建設課長。

参考人（前野兼治君） 只今の質問にお答えを致します。この工事については、リサイクル法の手続き等もございまして、事前に請負業者の主任技術者、この時点では予定の主任技術者でございましたですけども、工程等も含めて協議をしております、提出された工程表の仮囲いの実施計画に合わせ、3月4日に確認のため現地を巡回を致しました。この時に発覚したもので、監理者といたしましては、すぐ解体作業の中断と仮囲いをするように指示を致しまして、適正な処置を取ったというふうに判断をしております。以上です。

委員長（南口彰夫君） はい。次に工事を進める上で仮囲いに関して、環境面、安全面の大切さを認識していたのかどうか。はい、前野課長。

参考人（前野兼治君） この工事が住宅区域であることから、環境面や安全面の重要性は十分認識をしております。このことから、事前に請負業者の主任技術者と打ち合わせを十分行っているところでもございます。以上です。

委員長（南口彰夫君） はい。次に適切な現場代理人、主任技術者に資格十分な人が配置されていたか否かを執行部は認識していたのか。はい、前野課長。

参考人（前野兼治君） 少なくとも、指名審査会で選定をされましたAランク業者でもあります。現場代理人、主任技術者の適合性には問題はないというふうに思っております。

委員長（南口彰夫君） はい。契約書の中で工程会議、安全会議の開催が義務付けられていたが、手順どおりにされていたかどうか。はい、前野課長。

参考人（前野兼治君） 請負業者から提出をされました施工計画書の中で、これらのことが記述されております。施工計画書は、実際に施工するのに必要な事項を具体化したものでございまして、そのとおり行うことを示した文書でもございます。行政は、安全会議等への出席要請がなければ、特に参加することはございません。以上です。

委員長（南口彰夫君） はい。次に廃棄物処理法等、解体工事に関して専門的知識を持つ係が必要なのではないか。

参考人（村田弘司君） 組織・機構に係ることですから、私のほうからお答えしたいと思います。基本的にリサイクル法、それから産業廃棄物に関することは、県のほうでやられるということになっております。県は専門の窓口なり、専門の部署をもっておられるというふうに私は認識しております。一方基礎自治体である市なり町、特に我々美祿市においてのことですが、その専門部署をなかなか持てないという部分があります。しかしながら、このことはですね、県から来るいろんな通知・通達文書が、受けるほうの基礎自治体において、部署がわかれておることがあります。具体的に申せば美祿市においては、産業廃棄物、リサイクル法に係ることにつきましては、市民福祉部のほうでその通達等を受けます。そして建築に係ること、土木に係ることについては、建設経済部ということになって、部署がわかれておりますので、その相互間の連携なり共通認識を取っていくという上においては、何らかの形で整合性を保つ必要があるかというふうに私も認識をしております。そのことがございますので、専門の部署を設置するのか、相互間の連携を密にするための方策を講ずるのか、人員的なスタッフの問題もありますので、私のほうで検討をさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

委員長（南口彰夫君） はい。次に請負契約、要綱等、検討が必要ではないか。監督並びに県。はい、伊藤部長。

参考人（伊藤康文君） 今回の工事でもございますように、解体工事は、大変専門的な部門もございます。今後解体工事の契約並びに美祿市なりの施工指名時に、いろんな指導事項を書いておりますが、解り難いという感がございます。その辺も含めまして、解体仕様書の整備を県の協議を受けながら、今後検討を整えてまいりたいと考えております。以上です。

委員長（南口彰夫君） はい。次に現場代理人、主任技術者選任のチェック機能は働いていたか。はい、伊藤部長。

参考人（伊藤康文君） 先程に同様なご質問があったわけですが、Aランク業者であり、問題はないと考えていたということで、先程申しましたが、今後より一層の適合性を確認することも、努めてまいりたいというふうに、今現在思っております。以上です。

委員長（南口彰夫君） はい。過去に建設業者に対して類似事案で行政処分をした事例があるかどうか。はい。

参考人（村田弘司君） 私が市長になってからということは、この新制美祢が出来てからはございませんし、それ以前についても無いというふうに、私の記憶上では、ないということを思っております。以上であります。

委員長（南口彰夫君） 次の質問で、市長としての今後の対応はということがありますが、これは最後のところで一括してお願いをしたいと思っております。次に現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に主任技術者を常駐し、その運営及び取締りを行うとあるが、現場代理人は、現場に常駐していたのか。そうでなければ、なぜ常駐していなかったのか。その理由について説明をしてもらいたい。はい、伊藤部長。

参考人（伊藤康文君） 行政側からしますと、契約約款にもございますとおり、どの現場についても、現場代理人は、工事中には常駐であるものと認識をしております。今回発覚した時に、その辺のことも確認はしておりますが、その時にはおられなかったということで認識をしております。以上です。

委員長（南口彰夫君） はい。建設解体工事から生ずる廃棄物の適正処理は、解体量を産業廃棄物処理業者との処理量に対する領収書金額は合うのか。はい、伊藤部長。

参考人（伊藤康文君） 実際に処理業者、下請け業者に支払いが行われたか、支払金額が適正かどうかを行政側が確認する権限がないというか、その辺を感じております。発注者側からすれば、結果数量をマニフェスト、どういう廃材がどういう数量で出たかということを確認しておりますので、問題はないというふうに判断しております。以上です。

委員長（南口彰夫君） はい。次に建築工事安全施工技術指針第10条に仮囲い、出入口工事現場には工事範囲を明確にし、第三者の侵入を防止するため仮囲いを設置することとあるが、なぜ仮囲いを設置しないで工事に取り掛かったのか。その理由について説明してもらいたい。はい、伊藤部長。

参考人（伊藤康文君） 全ての解体工事において、仮囲いを絶対するというふうにはなりません。状況において、当該工事においては、先程の回答と同じくなりますが、仮囲いの重要性を認識しております。当初設計にも計上しているという現実がございます。事前にも協議をしているところであり、請負業者にも十分認識されていたものと判断しているところであります。以上です。

委員長（南口彰夫君） はい。次に現場代理人、主任技術者は下領北団地解体工事を行うため適切な資格でもって、工事を行っていたのかを説明をしてもらいたい。

はい、伊藤部長。

参考人（伊藤康文君） 先程と同じ回答となりますが、指名審査会で選定されたAランク業者ということで、支障はないという判断をしておりました。以上でございます。

委員長（南口彰夫君） 最後に市長としての今後の対応は、はい、村田市長。

参考人（村田弘司君） まずですね、冒頭の話になりますけども、こういうふうな形で100条委員会を設置をされたということは、市長といたしまして、市民の方、議会の方々にですね、ご負担、それから不安、不信の念を感じる行為であるということだと思っておりますので、その点につきましては、私も自分として、自戒をしたいと思います。ただですね、一点、契約行為の根本的な考え方なんですけど、建設業にしる、土木にしる、まあほかのことも一緒ですけども、全てはこの民法に基づいて行われております。民法の基本的な考え方、これ第1条にあるんですけど、信義誠実の原則というものがああります。ですからそれぞれがですね、お互いをきちっとやるということ、誠実に履行されるということが大前提として、契約行為が行われるということがああります。ですからあの市のほうがですね、いろんなところで契約行為を結びますけれども、そこに職員を全て派遣をして、1から10までやらせるということになりますと、今の人員、スタッフではとても足りません。あと、100人、200人、もっといえるようになるかもしれませんけども、そういうふうな形になります。そうするとそれは行政コストが大きくなるということがああります。そういうことを避けるために、国法において、いろんな法律があありますけども、そのベースとなる民法は非常に大きな法律ですから、土台の法律でもああります。その上で信義誠実の原則というのがありまして、そこで契約を受けて受託されたほうは、信義に基づいて、誠実にそのことを履行する必要がある。また権力側につきましても、きちっと権力・権利をやって行う必要があるということが謳われております。これに基づいて我々は仕事をさせていただいておることがああります。しかしながらですね、今後こういうことが起こらないように、私も担当部署、監理のほうにですね、十二分にチェック機能を高めていくように、いうふうな指導をしたいというふうに思っております。これはもとより市民の方に取らま

て、安全・安心な美祿市を作っていくというお約束にも繋がってまいりますので、今以上の努力を重ねてまいりたいというふうに思っております。以上です。

委員長（南口彰夫君） はい。質問、事前に用意された質問については全て終わりました。再質問に入っていきますが、先程も述べたようにルールに基づいて、事前にそれぞれ委員の皆さん並びに会派を通じて出された質問に、関係者のみに質問は許されておりますので、それをご理解の上質問をして頂きたいと思います。再質問何かあれば、挙手をもってお願いをいたします。よろしいですか。はい、安富委員。

委員（安富法明君） 質問が難しいと思っているんですが、まずですね、午前中の質疑がかみ合っておりませんので、非常に困るわけですが、それはそれとしてですね。行政側が、今言われましたように、基本的には市長が最後に言われました、その契約上の問題。信義をもってと言いますが、午前中は、信義をもって履行されるものであると。それは当然です。それで午前中私も申し上げました、こういう契約行為にあたって、市との請負行為に当たって、その法令であるとか、規則であるとか、契約であるとか、こういうことは基本的に守る気がなければ、それ以上先にはですね。それこそ、その一部で話が出ていましたけども、1契約、1現場について、職員が張り付くかと、こういう話になってまいります。それはもうコストの問題だけではありません。信義の問題もありますし、そういうふうな自治っていうのは成り立たないというふうに思うわけです。しかし、その上でもこういう事案が出てきたということなんですよ。契約上の問題でありますとか、法的なりサイクル法、廃棄物処理法とかですね、個々についてのその今後、市においても、可能な限り対策を、形はまだ明確ではないけども、その検討をして落ち度のないようにと言いますか、市の公共工事が推進されるような体制は取りたいと。こういうふうに言われたと思うんですが、問題は、原時点でそういうふうな事案が発生してしまっているということですよ。市側の答弁は概ねAランクの業者で、法的にあるいはその規則なりを踏まえて、当然その現場代理人なり、現場代理人が常駐するというのもう当然ことで、主任技術者も有資格者が、その充てられるというのは常識的なこと。こういうことですね、問題がない、問題がないっていうんじゃないし、問題が起こった訳ですけども。きちんとできているだろうと、いう判断をしたということなんですが、現実先程も言いますように、そうじゃなかったと、こういうこ

とですよ。この辺を踏まえて、そのもう少し、個々の業者の指導に配慮する必要がある、個々ですよ、全体としてではなしに、個々の要するに契約者に対して、配慮する必要があるというふうにお考えになっておられるのか。このランクとかいうふうなのも私はよく知りませんが、その要するにAランクだから信用したっていうのであれば、Aランクに高い信頼を置けるその選定の経緯っていうものがあるのかというふうに思う訳です。その厳しい審査なりをした上でAランクになられた。当然その公共工事の受注の機会は高くなるだろうと思うんですよ。私はよくわかりませんが、CよりはB、BよりはAとなるはず。そういう特典と言いますか、業者としての努力を踏まえたうえでの、そのランクが、どういうふうにその決められておったのか、その辺をちょっと、その辺に基づいているように思いますので、答えられれば教えてください。

委員長（南口彰夫君） 伊藤部長。

参考人（伊藤康文君） まずランクのことについてご説明をさせていただきます。一応あの2年に1回、指名願という公共工事の指名願の申請が出るわけですが、その中には各建設業の各会社の登録されておるものこの経営審査と、また技術者等、いろんなものが出ております。それをもって各市町に、まあ美祢市の場合は申請をされるわけですが、その主には経営審査の総合点をもって、ランク分けを過去より慣習的にしております。新市になりまして、監理課が出来まして、今後は各工事を担当された時の成績等も今後2年後、後になりますが、その総合点数に反映して、またランク分けも、違うものも評価しながらという状態になるということに考えております。基本的にランクがあって、一定の技術者がおられるということは、当然建設業法等で認められたこととございますので、その辺先程の現場代理人、主任技術者等、特に主任技術者等については、そういうランク分のもので一定の信頼があるということで説明した内容になっております。今後処理的には一応の制度の中でそれをチェックする機能が、若干不十分であったように私のほうとしては考えています。業者のほうの代表であります現場代理人、その技術的な補佐をする主任技術者、市からの発注の監督職員、その辺が書類的には完全に相身互い信義規則に則って交わされてはおるわけですが、やっぱりその信義規則の原則である顔を見合わせて、実際に会って今度の工事を無事、総合的に完成しよう、させようという、ある程度のきちとした顔を突き合わせたことも必要かなということで。今現在そ

ういう今後の反省点として今考えております。すべての回答にはなっていないと思いますが、現状そういうことでございます。

委員長（南口彰夫君） はい、安富委員。

委員（安富法明君） あの経営審査ですよね。経営規模等評価結果通知書、総合評定値通知書、ていうのをこれインターネットで出して、これユウエイさんの私今、これ日付が平成22年3月31日てなっています。この事項別経営審査なんですが、市はこういうことをやられているんですか。市が、市独自で。

委員長（南口彰夫君） はい。伊藤部長。

参考人（伊藤康文君） 外部でやられたそういう点が出たものを、申請で参考にさせていただいておると。市のほうではそういう総合点を評価はしていません。

委員長（南口彰夫君） はい、安富委員。

委員（安富法明君） そうなんだと思うんですよね。これは多分山口県知事になっていますからね。それでですね例えばこの中にはいろいろな建設工事の種類とか、いろいろ点数が記入されています。この点数が総合点で高ければ、Aランクになったり、もう少し落ちればBランクになったりするっていうふうな説明なんだろうというふうに思うわけです。それでですね、この表にずっと一連にこうなっているんですが、ちょっとこう見せてもお分かりになりにくいかと思いますが、私の持っている書面の右側の真ん中の辺に、いろいろとこう書いてあるんですよね。その他の審査項目とあってありまして、雇用保険の加入の有無ですとか、まあそれいろいろありまして、労働福祉の状況ですとか、建設業の営業年数でありますとか、防災活動への貢献の状況、その下に法令遵守の状況っていうのがあるんですよ。ここをずっと右のほうに辿って行きますと、ゼロって書いてあるんですよね。そうすると今、市長がお答えになったような、例えば信義の問題、契約における信義の問題とか、法令遵守、順法精神ですよね。こういうことを仮に考えたときに、法令遵守の状況が、これ伊藤部長はわかりますか、これ。私が持っているのは古いんでしょうかね。このゼロっていうのは何なんでしょう。ゼロって。何でしたらこれをご覧になってください。見られます。ちょっと事務局これを見せて。（発言する者あり）

委員長（南口彰夫君） コピーを取ってきて。コピーを3枚。安富委員、ちょっと資料に基づいてもう一回やってもらえんかね。この番号で言えば、どこのこと言っているん。

委員（安富法明君） 先程申し上げましたが、繰り返します。その他の審査項目、真ん中ですね、右側の真ん中、という欄が一連のものがございます。その中の下からのほうが早いですかね、下から1、2、3、4、5、6、7、8番目、8番目ですね、法令遵守の状況、ゼロと書いてあります。これが全くそれが、法令を遵守する意思が認められんとかってということじゃ私無いと思うんですよね。そういうふうなんじゃ成り立たないですから。そうじゃなしにもっと意味があるんだろうと。まずそれをお聞きをしたいと、こういうことです。

委員長（南口彰夫君） 県の経営規模等評価結果で、県の基準なんじゃけど、この書式そのものの法令遵守の状況という質問項目が、どういう意味かが説明がつくんかね。はい、安富委員。

委員（安富法明君） そういう難しいことを聞いておるんじゃないんですよ。だから市はこの経審やっている訳じゃないんです、自前でやっている訳じゃないんです。県がやっているものを引用しているっていうか、それに基づいて右ならえで、同じ評価をしているとこういうこと。だからといって、この内容を知らんでええちゅうことじゃないですよ。これに基づいてやる以上は、自分なりの美祢市なりの解釈をしちよかんにゃいけんわけでしょう。だからお聞きをしている。

委員長（南口彰夫君） 意味はよく分かりました。後で委員の皆さんには、同じようにこれを配付して。

委員（安富法明君） 別にですね、この資料はインターネットで出したものですから、別に公のものでしたら全部配られたって構いません。何ら支障はない。

委員長（南口彰夫君） 後で委員の皆さんにはこれを配付いたします。今の安富委員の質問をなぞると、県の経営規模等評価ということで、採点の基準の株式会社ユエイというものに、業者としてのランク付けの点数がつけられていると。しかし、先程の質疑・応答の中で、たびたび市の独自の指名審査会では、県の経営審査の採点結果を見て、それを参考にとということになされているが、経営審査のこの県の資料の中身をすべて熟知したうえで、参考資料として活用されているかという点から行けば、少なくとも不十分があると。これがすべてを物語るものではないという一つの指摘するための資料として使わしていただいたと。こういう趣旨ですね。というので、この件については、それ以上の質問ということにはなりませんので、今の指摘については、今後、市長も含めて理解をされ、ご検討していただきたい

と。(発言する者あり)当然、いきなりの、今までにない、いきなりの資料による質問だったので。

委員(安富法明君) 委員長、いきなりじゃないんよ。県の経審を参考にしているって言われるからね、それを受けて質疑をするわけでしょう。再質問を。その辺はよく委員長考えちゃってもらわんと。

委員長(南口彰夫君) 今ありましたように、担当の所管の課長が同席しておりませんので、暫時休憩をして、委員の皆さんの全員の資料の配付を含めて、協議をしていただきたいと思います。しばらく休憩をいたします。

午後1時40分休憩

午後2時02分再開

委員長(南口彰夫君) それでは委員会を再開します。お手元に資料を全部配付されたと思います。非常に見にくいんですが、法令遵守の状況というところで、蛍光ペンが塗られています。先程の質問と答弁のやりとりでは、美祢市のほうに誤解を受ける旨があるので、それを整理して答弁をしたいと言う申し出がありましたので、引き続き答弁のほう。伊藤建設部長。

参考人(伊藤康文君) 総合評定通知書の先程言われました、法令遵守の状況の考え方のご説明します。県のほうに確認させて頂きました。そもそも、この通知書自体は、一般財団法人建設業情報管理センターで、全国統一的に一定の基準の下で評価されたものでございます。先程の法令遵守の状況で、この場合ゼロ点になっておりますが、そのすぐ上2段に営業停止処分の有無、この場合は無しになっております。その下の指示処分の有無、これも無しになっております。ここの点数の場合、上がもし営業停止の処分が何回かあったら有りに何回かつくようになっているらしいです。また、その下の指示処分についても、有りが何回になればでると。その評価として下の点数はマイナスで出て来るということになっております。よって、ここにゼロというあるのは、上の項目は一切ないということで、この項目では一番いいということになります。そういうものでございます。以上、おわかり頂けたでしょうか。

委員長(南口彰夫君) 村田市長補足がありますか。はい、村田市長。

参考人(村田弘司君) 安富委員、申し訳ない。ちょっと私のほうから。今、伊藤

部長が申し上げたように、先程南口委員長のほうが努力項目ということで収められたところ、私のほうから市が誤解を受けるから答弁をさせてほしいと申し入れました。今、伊藤部長が申し上げたとおりでございます。我々はそのことにつきまして、十分担当部署のほうは認識をしておりますし、それに基づいて仕事をさせているということをご理解頂きたいと思います。以上です。

委員長（南口彰夫君） はい、ご苦労さん。引き続き。はい、安富委員。

委員（安富法明君） 要するにですね、今回の件で市側の責任と言いますか、要するに県に届け出をして、県が基本的な監理をするとか、この件もそうですよね、県を準用している。要はそこにやはり、例えばお伺いをしました。すぐに答えられる。要するにいいんです。県の内容、資料を流用するのはいいと思うんですよ。でもそれを十分熟知をして、あるいは指導ができるような態勢というのは、とっておかなくてはいけないということだけ申し上げておきます。今後の問題。

委員長（南口彰夫君） はい、村田市長。

参考人（村田弘司君） 先程の統一的な質問の時も申し上げましたけれども、今後、私の市全般の行政のトップといたしまして、市民の方の安全・安心を守るという観点からも、法令を遵守して、そのことに熟知した上であらゆる部署をですね、リンクをさせて、両者の方々に適正な的確な指導行うようにやって行きたいというふうに考えております。以上です。

委員長（南口彰夫君） そのほか質問がありますか。よろしいですか。はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） それではちょっとおたずねをしたいと思います。まず伊藤部長の答弁の中で、全ての工事に仮囲いをするものではないんですがという前座を申し上げたんですが、我々は全ての工事を聞いている訳じゃなくて、今回の工事について仮囲いをどのようにすべきかという議論だったと思うんですね。その辺の訂正をもしされるんならして頂きたいと思うのが一点。それから市長もいみじくも申されましたが、この契約書の中を見ますと、これでは非常に受注された業者が困惑すると言いますかね、確かにちょっと読ませていただきましたけど、この契約の履行に関しては甲乙間で用いる用語は日本語とするとか、初めて読ませていただきました。さすがに日本語ということですから外国語は入ってなかったようですが、それはいいとしまして、要するにこの中では、第3条の工程表のところはきちんと書か

れています。締結したら、5日以内に設計図に基づいてと。そういうことが書かれているんですが、今回の解体工事は逆なんですね。受けられた元請業者が、いわゆる元請業者の責任において作った物を報告し、県のほうにも報告をするという形になってるんですね。ですから、この契約書では、非常に今後、誰が受けられても難しいんじゃないかとかこういうふうに思います。そこで、我々の会派が質問したのは、要綱なり、契約書、専門の契約書、そういうものを如何にお考えかという質問をしたんで市長のほうから、これは再度きっちりしたことをお聞きしたいというふうに思います。それから確かにリサイクル法からすると指導監督機関は県なんですね。県なんですが、一つだけ今回、建築工事安全施工技術指針、この中に公共解体工事の技術、監理の設置と書かれてる中に(3)として公共工事の発注者になりますから、美祿市ですね読み替えたなら、工事ごとに建築副産物の責任者を明確にして、発注者も明記した条件に基づく工事の実施等建設副産物対策が適切に実施されるよう指導しなければならない。ですから、この要綱で県からある意味では自治体に委任事項としてなってるわけですね。従って、我々は、先程そうした専門の係員を置いたらどうですかという言い方をしたんですね。そしたら市長のほうは来る文書も、例えば通達なんか市民福祉課へ来たり建設のほうに来たりと、いろんな形でそれがうまく横の連絡が取れるようにしたいとおっしゃったんですが、今後市が発注する場合は、こういう条項があるということを念頭におかれた上での考えを示していただきたいと思います。

委員長（南口彰夫君） はい、村田市長。

参考人（村田弘司君） 只今の竹岡委員のご指摘、ご質問ですが、最後の部分から先に申し上げさせて頂きたいと思います。先程の一括質問の中で申し上げましたけれども、やはりですね、基礎自治体というのは、いろんな国なり県からの文書が、それぞれ行政というのは、縦で動いていますので、それぞれがそれぞれに頁下に降ろしてきます。そうするとそれが受け取った基礎自治体ですね、非常に本当は今、建設とリサイクル法に関わること、産廃に関わることは非常に密接にリンクをしておるけれども、全く違う部署からも文書が来るということで、それがお互いに認識をはっきり知り得ていないという部分があるかと思います。今回このケースは非常にそのことが良く明確にわかりましたので、今後これをいい機会とさせて頂きたいと私は思っております。で今、行政改革推進室を設置をして、今機構改革を行っ

てる真っ最中でございますので、その中で今のこのようなこと、この他のこともあるわけです。いろいろなことがですね。行政というのは相互のリンクがなかなかできづらいというところがありますので、そのことを踏まえて、反省のうえに立ってですね、その辺の間違いないように、そして市民の方にとって最もいい形、そして先程信義則申し上げましたけれども、我々行政とそれからいろんなことで受託を頂く事業者の方がですね、本当にお互いが信頼しあって仕事ができる形ということを構築して参りたいというふうに思ってます。それから、その前に申された契約書のことやったですね。私は具体的な契約書の中味は見ておりません。申し訳ないけれども。しかしながら、今ちょっと振り返って聞きましたら、うちが業者の方と結んでおる契約書というのはうちの監理のほうで作ったものであると。これはおそらく、国なり県なりのいろんな契約書の文書を参考にしながら、一生懸命考えたことだろうと思いますけれども、もし、そのことがですね業者の方々に適正な仕事をしていく、して頂く上において、もうちょっと工夫したほうがいいんじゃないかとか、改良を加えたほうがいいんじゃないかとか、いうところがある可能性があると思います。ご指摘があったということは、そういうことでしょう。ですから、この辺をもう一遍精査をさせまして、改善すべき点は改善させるということを指示をしたいというふうに思います。以上です。

委員長（南口彰夫君） はい、伊藤建設部長。

参考人（伊藤康文君） 先程の回答の中で、全ての解体工事において、仮囲いをするわけではありませんがというフレーズでご意見いただいたわけですが、この意味は、今回の項については何ら意味のないことで、ごく一般解体工事をする時に地形上、現場の地形上必要がない場合もあることを併せて詳細の説明をしたために、かえって分かりにくい誤解を招いたと言うことで、この文章については、今の項目については一切除けていただければと思います。よろしく申し上げます。

委員長（南口彰夫君） はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） その上ですね。質問させていただきたいんですが、業者の方にもお聞きをしたんですが、これ私どこで見たか記憶がないんです。現場代理人さんが周南営業所の所長と書かれてたのどっかで見たんですが、今なんぼさがしても分からないので分かりませんが、監理課のほうでどういう届けが出てるのか周南営業所に関して、というのはですね周南の、今代表者は午前中に周南は営業所じゃ

ないところおっしゃたんですね。あるいは、こちらの本社のほうから兼務させてるという話がございました。ところが建設業法からいきますと、各営業所の所長は常駐しなければならないということが、許可を取る時の必須条件になってるんですね。従って、兼務が可能かどうかというのは、私素人じゃからわかりません。許可を出すほうの側の判断でしょうから。ただ私が申し上げたいのは、そのどっかで見たんですが、所長さんが現場代理人にはなることができないと。その辺の監理課がきちんと把握されてたかどうか、チェックね。Aランクの業者じゃから大丈夫だと思いましたがというようなニュアンスの答弁なんですね。それともう一つは、伊藤部長の答弁の中で、この100条委員会のかかり前の段階で、3月4日に現場に行った時には、現場代理人の方がおられなかったという答弁をされてるんですね。ですから、例えば2、3、4、この3日間現場代理人さんが適切にちゃんと現場についておられたのかどうか。何故かと言うと、ついておられれば安全会議をやっておられるわけですから、その辺もお聞きしたんですが、社内ではやったけど、現場では現場事務所もないしというような言い方に聞こえたんですが、役所のほうはどういうふうな把握をされてるのか、その辺の勤務状況等をですね、わかれば教えていただきたいと思います。

委員長（南口彰夫君） 伊藤建設部長。

参考人（伊藤康文君） まず周南営業所の件につきましては、監理課のほうの提出書類にあるようにも聞いておりますが、その辺については、今後ちょっと調べるようなことにもなると思います。3月の2、3、4に、行政として工事中の時間内に現場代理人なり、それに代わる者がおったかどうかということでございますが、今回の一番最初の説明で回答させていただきましたように、事前の協議も済んでおるし、実施工程も確認してると。その2、3、4の4日目に仮囲いが完成する日をめがけて、職員二人が現地へ巡回のために行ったということで、作業がいけないことが発覚したということが、ご説明してます。よって、2、3については、その辺のこともあって現地に行っていないということですから、行政としては把握はできません。以上に思っております。

委員長（南口彰夫君） はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） あくまでも契約ですから、信頼関係の上でやられたんだろうと思います。しかしながら、契約書の11条には、履行報告というのがあるんです

よね。ですから、きちんと安全管理をやったらやったと報告も入ってるんじゃないかなと思うんですが、最後の段階で報告書が出てれば、もし分かればお答えいただきたいし、出てなかったらそれでも結構です。ただ何回も私が申し上げるのは、事実を確認しながら、じゃどこがまずかったから、ああいう仮囲いをしないで工事が始まったというのをですね、事実確認をしながら、今後それが起きないように、先程申し上げたように契約書なり、また解体専門の要綱なりを作りながら、業者と市との関係を理解を深めながら工事が進んでいくようにしなくちゃいけませんし、最初から業者が不適格者というなら別ですけど、契約も日本語で書くと書いてあるんですから、ようわからんやった、勉強不足じゃったということにはならないと思いますので、その辺でわかればお答えいただきたいし、わからなかったらやむを得ません。今後について、そうしたところを現場の監督職員がいちいち行くわけにはいきませんので、事前にもっと協議をして、例えば課長の答弁の中で予定者が、確か現場管理人の予定者とおっしゃったんですね、答弁の中で。ということは、その時は今届け出られてる代理人さんじゃなかったというふうに聞き取れるんです。しかしながら、誰とはご答弁なさらなかったんで、私が聞いた範囲では違う方が説明会に来られたなど。そして届け出られたのは、現在届けられてるあの方だなどというふうに理解したんですが、その辺も、もし違っていれば理解を深めたいと思いますのでご答弁お願いしたいと思います。

委員長（南口彰夫君） はい、伊藤建設部長。

参考人（伊藤康文君） 先程、2、3は行政のほうから現地行ってないということ、わからないとは言いましたが、結果的には現場代理人よりの日報等が出ておりますので、その辺の確認で作業されたこともわかりますし、現場代理人が、何時から何時あったかということまでは、残念ながらその様式では載ってありませんが、当然現地を全然知らないという状況ではございません。その辺はちょっと付け足して頂きたいと思います。

委員長（南口彰夫君） はい、前野建設課長。

参考人（前野兼治君） 先程私が発言いたしました主任技術者、その当時は予定者というふうに回答しました。市側も監督職員につきましては、その当時は予定者でございましたですけども、先において届け出は、それは2月25日の段階でございますけれども、その後業者からは提出されたものにつきましては、その当時予定者

と協議した人物とは同様の、結果的ですけども、同様の人物でございます。以上です。

委員長（南口彰夫君） 他の委員さんの方、その他質問がありますか。質問がなければ、参考人の出席に対する質問並びに答弁をこれをもって打ち切りたいと思いますが、何かありますか。（発言する者あり）何が、取りあえず。（発言する者あり）少なくとも先の委員会で確認をしたのは、きょうの出席で、今後の委員会の運営の仕方、午前中も含めて委員会の運営の仕方については別途協議をしたい。はい。

委員（竹岡昌治君） 誤解が、共通理解ができなかったんだろうなと思うんですが、きょうお答えを頂いたのは、どっかの大臣は二つ言えば大丈夫だという話ですが、三つおっしゃったんですね。あんまり現場を把握してません。把握不足、指導不足、もう一つ何じゃったかなおっしゃったんです。この三点ばっかしなんですけどね。だから結局中味がわからんまんまなんです。さっき何回も言ってるのは、事実確認をした上で、じゃあ再発防止どうするかというのが大事なんですよと言ってるわけです。その事実確認はできてないんです。いっこうに。何故かといったら認識不足とか、把握不足とか、あるいは指導不足で終わってるわけですよ。そうすると前に進みようがないです。これを持って終わりますと言われると、じゃあ何をもち事実を確認するのかさっぱりわからないですね。その辺で、きょうは3日間しか時間がなかったから、それでもやむを得んということで、午前中は終わったわけですよ。従って、やっぱり事実は事実としてわかるようなお答えをどっかでして頂きたいなと、こういうふうに思っております。以上です。

委員長（南口彰夫君） ご意見としてお聞きしておきたいと思います。事前にもう一度確認をしますよ。事前にそれぞれの委員さんと会派を通じて出された質問に基づいて、代表として質問をさせていただき、また双方に再質問をして頂きました。これで竹岡委員が言われるように、全て納得したかと言えば、私自身も含めて100%かと言えば、疑問が残ると思います。但し、答弁を、少なくとも出席をして頂くと。それから事前に質問の通告の内容については、事前に参考人に知らせると。それに基づいて答弁を用意して頂くというこのルールに基づいて、きょうの運営を行って来ました。その質問と答弁の内容について、もし不十分だというご意見があれば、この段階で再度市長並びに関係者に対する質問がなければ、一旦打ち切って

別途必要であれば、協議をしたいということによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長（南口彰夫君） ということで、参考人の前回求めた、きょうの13日9時30分から参考人として出席を願って、事前に通告をした質問に対する答弁をこれで一旦打ち切りたいと思います。取りあえず休憩に入って、参考人の方々の退席を願いたいと思います。以上、大変ご苦労様でした。

午後2時29分休憩

.....
午前4時02分再開

委員長（南口彰夫君） それでは委員会を再開いたします。先程、双方に対する質問を一旦終わりました。その後協議をいたしまして、質問等に対する答弁の不十分をどうするかということで、今お手元に配付した三つの点を再度文書で質問し、文書で回答求めるということをご提案を、委員会に提案をして承認を頂きたいということで、取りあえず読み上げさせていただきます。これは株式会社ユウエイ有道社長とと美祢市村田市長に対する、双方に対する同文の質問になります。1．現場代理人の身分、組織内についてと。組織内における現場代理人の身分がどうであったのか。それから2番目に現場代理人の勤務状況、現場に常駐していたか否か。3番目に主任技術者の資格、提出した資格は契約内容で求めている資格に適合しているかどうか。この三つの点について、できる限り口頭であった曖昧さをきちんと払拭できるように、文面を持って回答して頂くように求めたいということをご提案をしたいと思います。期日につきましては、この委員会を再開は12月26日、月曜日にあたりますが。この12月26日、月曜日、13時30分より当議場において再開をしたいと思いますが、それまでに早急にこの内容について双方に再質問を文書で求めるのは、きょうの予定した参考人に対する質問と答弁が不十分で曖昧に終わった点があるという点を、引き続き口頭のやりとりで事態が改善しないのなら、活字にしてきちんと責任ある回答して頂きたいということになりましたので、12月26日まで早ければ一つの目途としてこの16日、更には22日が議会の最終日ですから、一旦その辺を目途にして、提出を求めて更にそこでまだ不十分曖昧だということであれば、正・副委員長、正・副議長で協議をし、更に深い回答を求めると、そういう経過を踏んで、最終的に12月26日に午後13時30分より委員会

を開催して、その回答内容を審議するというご提案をさせて頂きたいと思
います。その件に関して何かご意見は。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長（南口彰夫君） はい。それでは以上の内容を委員会で確認をいたしまし
て、本日は散会といたします。

午後4時06分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年12月13日

下領北団地解体（2工区）工事の請負に関する調査特別委員会

委員長

南口彰夫